

第 18 回筑後市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和 6 年 12 月 5 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 31 分
- 場 所 東庁舎 3 階 301 会議室
- 出欠者 出席者 15 名 欠席者 1 名
- 議 事
1. 開 会
 2. 議事録署名人の指名
 3. 付議事案
 - 報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について
 - 報告 第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について
 - 報告 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
 - 報告 第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について
 - 報告 第 5 号 一時転用の届出について
 - 報告 第 6 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転の取消しについて
 - 議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について
 - 議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
 - 議案 第 3 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について
 - 議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
 - 議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 追加議案 第 8 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
 4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（15名）

1 番	松永 博視	3 番	吉武 正悟
4 番	鶴田 清	5 番	田島 雅弘
6 番	河原 努	7 番	溝口 弘之
8 番	中村 伸秀	9 番	下川 一馬
10 番	中村 勇次	11 番	城戸 孝行
12 番	井寺 知江子	13 番	下川 隆稔
14 番	成清 輝美	15 番	岡本 義照
16 番	近藤 茂		

欠席委員（1名）

2 番 富安 春二

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 30 分 開会

○議 長

只今から第 18 回の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は 2 番のですね、富安春二委員が欠席でございます。次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無い質問につきましては最後の協議事項の際にお願い致します。

本日の議事は報告事項が 6 件、議案が 8 件でございます。慎重なる審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日は 5 番の田島雅弘委員と 6 番の河原努委員にお願いします。

本日は追加議案の提出が 1 件ございます。まずは提出理由を事務局からお願いします。

○事務局

皆さんこんにちは。追加議案のですね、説明を私の方からさせていただきます。本年8月の総会でですね、承認いただきました農地法5条下妻の農地改良につきまして、一時転用の期間までに事業完了しないようなので、本庁水田農業振興課のですね、担当の方から今回の総会で審議をお願いしたいとの依頼がありました。よって、農地法5条の事業計画変更による追加議案という形でお諮りするものでございます。以上です。

○議長

8号議案につきましては、また後ほど詳細に説明をお願いいたします。それでは、早速報告事項に入ります。報告1号から6号について、続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをご覧ください。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について でございます。

認定農業者の関係ですね。今回の認定農業者は、表のとおりでございます。まず上からですね、再認定、認定番号6-10 _____さん、54歳、折地、目標とする経営規模は米、飼料米を含む600a、麦1,300a、大豆200aです。続きまして、6-11農事組合法人_____、代表理事の_____さん、目標とする経営規模、水稻が1,634a、麦が3,628a、大豆1,375a、レタス10aです。続きまして、新規、6-12 _____さん、_____さん、ご夫婦でございまして、42歳と41歳、熊野でぶどう、145aです。続きまして、6-13、_____さん、48歳、折地で中玉トマト16aです。変更ですね、3件ございまして、2-31農事組合法人_____の代表理事、_____さん、変更内容は法人の代表の変更と機械の追加の予定ということになっております。続きまして、3-17、農事組合法人_____、代表理事_____さん、変更は機械の追加の予定でございます。続きまして、3-18、農事組合法人_____、代表理事の_____さん、変更理由は同じく機械の追加の予定でございます。続きまして、県知事認定です。県の認定というのは、県内の他の市町村もお持ちというところで県の認定ということでございます。変更で県3-63、農事組合法人_____、代表理事_____さん、変更は機械

の追加の予定でございます。よって、今回の認定件数は8経営体。右の※印、令和6年11月1日現在の認定農業者数は180経営体、市の認定が155、県の認定が23、国の認定が2経営体でございます。国の認定というのは、県を超えて認定をお持ちの方が国の認定ということになります。説明は以上です。

○事務局

続きまして、議案書の2ページをお願いします。

報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約について でございます。

農地法第3条で貸借をされておりました、農地の合意解約です。第1項、所在前津、現況樹園地2筆、面積計3,833㎡、解約事由はこちら基盤法の設定によって、別の方に借人が変更となるためでございます、15ページの第3項に記載がございます。続きまして、議案書の3ページをお願いします。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について でございます。

第1項を説明いたします。所在、四ヶ所、地目、田8筆、面積計5,519㎡、解約事由は自作のためでございます。説明は以上でございます。

○事務局

議案書の6ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について でございます。

第1項、所在馬間田、地目田1筆、面積2,384㎡のうち195㎡、申請人は馬間田の_____さん、転用目的は農業用施設で畑作のための作業場及び駐車場です。地図は1ページになります。白地の農地ですね、下に書いている所の農地をですね、一部を作業場にされるというところで、2a未満ですね、200㎡未満の農業用施設については県の許可ではなくて届出で良いということになっております。説明は以上でございます。続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

報告第5号 一時転用の届出について でございます。

第1項から第3項までありますけれども、公共工事のための資材置場ですね、井寺委員さんからのご指摘により、届出がなく使用していたため、事業者にご指導をして届出をしてもらったものになります。第1項、契約、賃貸借、所在若菜、地目畑2筆、面積合計 3,352 m²、貸人は若菜の_____さん、借人は_____さん、一時転用の目的は資材置場、申請事由は令和6年度の_____ですね、一時転用期間は遡及してありますけれども、令和6年8月から10月までの3か月間、今後のこともありますので提出をしていただいた次第でございます。地図は2ページになります。続けて同じ場所ですけれども、第2項、借人が尾島の_____さん、用途は一緒でございます。申請事由が令和6年_____というところでございます。一時転用期間は11月1日から来年の1月31日までです。続きまして、第3項、場所も同じで、借人が久恵の_____さん、転用目的は一緒ですね、令和6年度の_____の工事、令和7年2月から4月までのちょっと先になりますけれども、同じ場所ですので続けてですね、今回、説明差し上げるものになります。以上報告でございます。

○事務局

続きまして、8ページをお願いします。

報告第6号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転の取消しについて でございます。

令和6年11月総会において承認をいただいた大字島田の田1筆でございますが、こちら一旦、推進機構に所有権が移転する予定でございましたが、その前に、最終的な購入予定者の都合で取消しになるということでございます。説明は以上でございます。

○議長

それではですね。これで報告事項を終わります。

次に、議案第1号あっせん譲受候補の登録申請ということですが、第1項につきましては、農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、委員は自己に関する事項

については、議事に参与することが出来ないことになっております。従いまして、
_____については、退席をいただきます。

【_____委員 退室】

第1項につきまして事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっ
せん譲受等候補者の登録申請について _____でございます。

第1項、氏名、_____さん、住所、大字前津、経営形態、ぶどう、面積が109.6a、
農業労働力、計3名（後で訂正）でございます。_____さんにつきましては、あっせ
ん登録に必要とされる園芸施設では25a以上の経営面積の要件、それから青壮年を含
む2人以上の家族農業従事者がいることなどの要件を満たしてあります。また、認定
農業者でございます。説明は以上でございます。

○議長

それではですね、第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

○委員（5番）

これはミスかと思いますが、本人の欄は書いとらんとじゃなかですか。専従者、後
継者はおるとやろうけん。

○事務局

すみません。訂正をさせていただきたいと思います。ご指摘のとおり、こちらにつ
きましては数字が漏れているようですので、訂正させていただきたいと思います。

○議長

訂正箇所を言ってください。

○事務局

65歳未満が1ということでございます。ちょっと申請書を持って来ます。暫時休
憩をお願いします。

○議長

暫時休憩します。

【休憩】

○議 長

再開します。改めて説明をお願いします。

○事務局

第1項、氏名、_____さん、住所、大字前津、経営形態、ぶどう、面積109.6a、農業労働力が計4名です。_____さんにつきましては、先ほど言いましたようにあっせん登録に必要とされる園芸施設では25a以上の経営面積、青壮年を含む2人以上の家族従事者がいることなどの要件は満たしてあります。また、認定農業者でございます。説明は以上です。

○議 長

それではですね。改めて質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

_____委員の入室をお願いします。

【_____委員 入室】

それでは、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、氏名、_____さん、住所大字蔵敷、経営形態、酪農・牧草・WCS、面積381a、農業労働力が計4名でございます。大字蔵敷の田約5800㎡を購入予定のため申請をされております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる117a以上の経営面積、それから青壮年を含む2人以上の家族従事者がいることなどの要件を満たしてあります。説明は以上です。

○議 長

それでは、第2項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第2号基盤法による所有権移転をお願いします。本日は3件でございます。まず、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

10ページになります。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在馬間田、地目田1筆、面積2,227㎡、渡人、京都郡みやこ町の_____さん、受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年12月24日でございます。こちらの農地は推進機構へ一旦所有権が移転し約2か月後に購入予定者へ所有権が移る事になります。その際はまた議案に上がって参ります。以上でございます。

○議長

それでは、第1項につきまして質問のある方はお願いします。

田島委員どうぞ。

○委員(5番)

5番の田島です。売買に関してはいろいろ言う事はありませんが、2号とですね、1号では地続きみたいですが、特別なルールがあれば教えていただきたい。偶然、こうなったちいうことですか。これを見ると隣同士ごたるけん、ご存じなければいいですが。

○事務局

特別どうだとかというのはお伺いしておりません。ただ、隣同士なのでいっぺんにあったのかも知れんですけどね。

○委員(9番)

_____君は僕の同級生ですが、ここは家の裏でですね、田んぼがあって、もう一枚北側に田んぼがあって、それが_____さんの田んぼですが、_____さんの田んぼについては道路が北側に水路沿いの道路がついとるんですが、_____君の所の田んぼにつきましては、そこを歩いていかんと田んぼにいけないという状況ですね、_____で以

前作っておりましたが、どうしてもよその田んぼも_____で作っておりますが、畔を超えて行かないかので、作業効率も悪いということで_____君の田んぼについては一応、_____で2. 3年前から作ってないです。_____君のお父さんが亡くなった関係で、一緒に処分しようという話になったみたいですね。

○議長

田島委員よろしいでしょうか。

はい。城戸委員どうぞ。

○委員(11番)

あの一。一緒の人が買われるちいうことですかね。

○事務局

ちょっと待ってくださいね。後で調べさせていただきます。

○委員(11番)

2、3か月後に上がってくるじゃろうけんで。

○事務局

また上がってくることになると思います。よかですか。

○委員(11番)

よかです。

○議長

今度ですね、機構の方から所有権移転があると思いますから、その際にですね、詳しく説明いただいて。そしたら、第1項について他に質問のある方は。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在馬間田、地目田2筆、面積1,579㎡、渡人が大字馬間田の_____さん、受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年12月24日です。こちらの農地も先ほどと同じで推進機構へ一旦、所有権

移転し約2か月後に購入予定者へ移ることになります。その際にはまた議案に上がって参ります。説明は以上です。

○議長

それではですね、第2項について、質問のある方はお願いします。今、下川一馬委員から売買の経緯の説明がありましたけれども、その他にいろいろお聞きしたければお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

11ページです。第3項、所在蔵数、地目田4筆、面積計5,759㎡、渡人が大字蔵数の_____さん、受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年12月24日でございます。こちらの農地も推進機構へ一旦、所有権が移転し約2か月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際にはまた議案に上がって参ります。説明は以上でございます。

○議長

それではですね、第3項につきまして、質問のある方はお願いします。

城戸委員どうぞ。

○委員(11番)

基盤整備のあつとつとこですかね。これは。

○事務局

青地じゃあるばってんですね。

○委員(11番)

蔵数は基盤整備の入つとらんとこが結構あつとですよ。それけんどっちやろかーち思たけんですね。

○議長

蔵数の三郎とかいいますと、城戸委員は久富でしょ。熊野ですか。大体、およその

見当つきませんかね。

○委員（11番）

学校の前のにきやなかやろか。

○事務局

すみません。ちょっと調べさせてください。終わるまでには報告いたしたいと思えます。

○議長

基盤整備の有無については、後で分かり次第お知らせします。他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第3号中間管理事業にかかる農地利用集積等促進計画について事務局の説明をお願いします。

○事務局

12ページになります。

議案第3号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について

でございます。

今回1件になります。第1項です、権利種別、貸借権設定、所在常用、地目田8筆、面積計13,065㎡、利用権は賃貸借権、貸人、大字常用の____さん、借人、____、利用目的が米・麦・大豆、借賃は反当り____円、期間は約2年4か月でございます。こちらは____の貸借期間に合わせてこのような設定になっております。続きまして、次のページの集計の説明をいたします。左上の総計です。田1件、面積13,065㎡、合計が13,065㎡。新規・再設定別では新規1件、通年・期間借地の別では通年が1件、小作料納入別では金納1件というふうになっております。それから右側の貸借期間別では3年が1件になっております。説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第3号につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第4号基盤法による利用権設定でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

14ページになります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

こちらは、19ページまでございます。第1項を説明いたします。権利種別、貸借権設定、所在大字津島、地目田2筆、面積計490㎡、利用権は賃貸借。貸人、大字津島の_____さん、借人、大字津島の_____さん、利用目的、ぶどう・大根・人参、借賃は総額で_____円、期間は5年間になっております。続きまして、集計の説明です。

20ページをお願いします。左上の総計です。田4件、面積23,720㎡、畑1件、面積3,833㎡、合計5件、面積27,553㎡でございます。新規再設定別、新規4件、再設定1件、通年期間借地の別では通年4件、期間借地1件、小作料納入別では、金納4件、耕起代掻1件です。右側の表になります。貸借期間別です。5年が2件、10年が3件となっております。説明は以上でございます。

○議長

議案第4号につきまして、質問のある方はお願いします。

○委員(11番)

3項の樹園地ですね。梨だけでなくぶどう・桃は作ってなかったつかね。

○委員(4番)

どれですか。ぶどうと梨です。桃は作っちゃなかです。それこそ大分作りよっちゃうけんですね、梨よりぶどうにだいぶシフトせらすとですよ。ぶどうち結構手のいる

けんですね。同時平行でなしとぶどう果物やけんですね。作業が、そっけん任せんち
いうて、ちょうど借りたいちいう _____君がおったけんが貸すち言う話は。

○委員（11番）

後継者ちやおらっしゃれんやったとかね。

○委員（4番）

おるですよ。長男と三男が男2人で、奥さんが亡くならはったけんが、その3人で。
そっけん任せんちはいいよったもんね。

○委員（11番）

わかりました。すみません。ありがとうございました。

○議長

よろしいですかね。他にありませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第4号について承認するこ
とに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第5号農地法第3条について提案いたします。本日は7件でございます。
第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

21ページをお願いします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について _____でございます。

第1項、契約、売買、所在北長田、地目畑3筆、面積計587.79㎡、渡人、大字野町
の _____さん、受人が大字野町の _____さん、申請事由は弟さんへの売買のためとい
うことでございます。作物は粟、売買価格は総額で _____円となっております。説明
は以上でございます。

○議長

第1項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。只今、事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願ひします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願ひ致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願ひします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在水田、地目田1筆、面積36㎡、渡人は小郡市の_____さん、受人が大字水田の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は苗床となっております。売買価格は総額で_____円となっております。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願ひします

○担当委員

13番の下川です。ただ今、事務局の説明のとおりです。審議方よろしくお願ひします。

○議長

説明も終わりましたので第2項について、質問のある方はお願ひします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願ひ致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願ひします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在上北島、地目畑2筆、面積158㎡、渡人、大字上北島の

_____さん、受人が大字下妻の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物はサツマイモ・ほうれん草・他となっております。売買価格は総額で_____円でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

9番の下川です。ただ今の事務局の説明のとおりです。審議方よろしく申し上げます。

○議長

第3項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。許可することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

22ページをお願いします。第4項、契約、売買、所在下妻、地目畑1筆、面積が327㎡、渡人が大字下妻の_____さん、受人が大分県中津市の_____さん、申請事由は受人の規模拡大のためでございます。作物は野菜となっております。売買価格は反当り_____円でございます。こちらの農地はですね、_____さんの自宅の隣であります。また、_____さんにつきましては大分県中津市にですね。1年間の単身赴任ということで、その間は3名の家族従事者での主な作業になるかと思っております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

9番の下川です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。若干付け加えますと受人の希望ということで書いてありますが、私のところに申請書を持ってみえた時は、_____さんがですね、_____さんのさっき説明にもあったように自宅のすぐ横に土地

がありますんでですね、既に家の前に若干畑を作られております、_____さんがですね。その隣なので良かったら買わんかいち言うたごた風な感じですね。どげんかいというような話があったということで、申請の時には言われておりましたですね。また、土地を購入出来たら、_____さんの奥さんと姉さんが近く住まれておるということで、一緒に野菜を作りたいということで言われておりました。ご審議方よろしくお願ひします。

○議 長

渡人の希望でもあったということですね。他に質問のある方はお願ひします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、第4項について許可することに賛成の方、挙手をお願ひ致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願ひします。

○事務局

第5項、契約、売買、所在馬間田及び中牟田、地目田2筆、面積計 2,462 m²、渡人が柳川市の_____さん、受人が大字馬間田の_____さん、申請事由は離農のためでございます。作物は米、売買価格は反当り_____円でございます。受人の_____さんは、経営面積が載っておりませんが、59歳で渡人の甥になります。機械の所有状況はですね、トラクター・田植え機・コンバインがあります。家族従事者は奥さんということになっております。説明は以上でございます。

○議 長

それではですね、担当委員の説明をお願ひします。

○担当委員

9番下川です。ただ今、事務局の説明のとおりでございますが、これも若干補足しますと、最初にですね、この土地については_____君のお父さんですね、_____さんというのはご兄弟になるかと思うんですが、2人で出資してですね、2人で購入をしたったということで、_____君のお父さんが早くに亡くなっておりましたですね、その後、_____さんについては、全然耕作はされてないんですが、_____君がですね、ずっと米を作っておりました。_____さんが農作業がもう出来ないという状況でです

ね、甥の_____君に譲ろうということですね、自分が買うことになりましたということで、申請の時に聞いていますんで、ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

それではですね。第5項について、質問のある方はお願いします。

田島委員どうぞ。

○委 員（5番）

_____君の経営の内容が0になっておりますが、40a 関係は農地取得の。

○事務局

下限面積ですね。今のところは撤廃されておりますので。令和6年の4月1日から撤廃されておりますので、他の部分は変更はないんですけど、その部分は変わりましたのでよろしくお願いします。

○議 長

農業機械もですね、トラクター・田植え機とか所有しておられるようで問題はないんじゃないかなと。他にございませんか。

城戸委員どうぞ。

○委 員（11番）

お父さんの兄弟で買うとって、また_____さんが反当り_____円で買うちいうそこにきは出来てるんでしょうもんね。だって、買うとつとば、また_____さんが買うちいうこつじゃろ。反当り_____円ちいうこつは、これは全部買っちゃると_____円ちこなるでしよ。

○担当委員

_____さんと_____君のお父さんが半分ずつ出しおうてということなので、今の相場なのかわかりませんが、一応、_____さんが出された分を、甥にもう譲ると。以前からずっと米を作っております若い時から。機械も全部持っておりますので。うちの家からでも見える200mぐらい。毎年、頑張って米作っております。

○議 長

_____さんというのが59歳ということで、農業機械も保有ということで、まあ前から米作りを行っておられたということで、効率的にですね、作付けされてるといふことは、担当委員からも説明があり問題はないと思いますけど。城戸委員それでよろしいでしょうか。

○委員（11番）

はい。

○議長

他にございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に第6項について提案します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約、贈与、所在前津、地目現況樹園地1筆、面積1,166㎡、渡人が大字羽犬塚の_____さん、受人が久留米市の_____さん、申請事由は子の_____さんへの贈与のためでございます。作物はぶどうでございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議をお願いします。

○議長

それでは、第6項について質問のある方はをお願いします。

城戸委員どうぞ。

○委員（11番）

ぶどうばしょってんと。

○担当委員

いや。しょっちゃんなかです。理由がですね、いくつやったかな、75、6歳じゃなかったやか。頭のしっかりしとるうちに早よう渡しておきたいちいうて。まず、依頼があったつが、依頼やったつが青地かい、白地かいちいうて聞かれたら、台帳に載ったけん、農地ですよちいうて、どうですかねち言わしたけん。頭のしっかりしてボケたなら相続とかできんごとなるけんがら、早かなら早かった方がよかつちゃんなか

ですかちいうたら、誰かから聞かれたっでしょうね、早うしっかりしているうちに渡しとかやんちいうて。

○議長

今の説明ちいうか。____、受人の息子さんですかね。日曜日なんかはちょっとお手伝いしてあるわけでしょ。

それではですね。第6項につきましてはですね。まあそういう事で鶴田委員にお願いしましてですね。趣旨をよく説明していただいて、対応したいと思います。

それでは、第6項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第7項、契約、売買、所在前津、地目田1筆、面積407㎡、渡人が大字前津の____さん、受人が大字前津の____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物はキャベツ、売買価格は総額で____円でございます。受人はですね、隣の農地を所有されてありまして、今回の売買となっております。説明は以上でございます。

○議長

それでは、次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議お願いします。

○議長

それではですね、第7項について、質問のある方はお願いします。

○委員(11番)

売買の価格はわかっですか。

○事務局

総額____円なので、反当り____ちょっとぐらいに、総額____円です。

○委員(3番)

反当り____円になると。

○事務局

いえ。総額_____円です。

○委員（5番）

まだ高こうなる。

○議長

青地であるけれども、これから価値があがるということで。

○担当委員

周りに道からよらん野から住宅地があって囲まれたとこやんけん。

○議長

将来性を。

○担当委員

私も言ったんですけど。もう農業リタイヤしちやるごたばってん。こげんして田んなかば買わすじゃなかですか、欲しい人が買うじゃなくて、上がるかんしれん投資目的でちいうとば判を貰いに来た不動産会社に言うたっですよ。リタイヤしてどげんでんよかちゅうとば買うたらいかんとやなかやかち言うたばってん。どうせ俺どんも仕事やんけん。判貰いに来たったいち。野菜は作りよっちやるです、実際。

○議長

他にありませんかね。

【質問なし】

質問もないようですので、採決をとります。第7項について許可することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します

次に、農地法第4条議案第6号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の23ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について でございます。

今回ですね。第1項から次のページの第5項までありますけれども、一体的に農地改良、田んぼから畑ということでですね計画となっております。事前調査の折にはで

すね、合計面積が 8,000 m²を超えますので、本庁案件とご説明差し上げておりましたけれども、本庁の担当者に内容を精査いただいたところ、申請者毎の許可になるためです、個別に許可を審査するので、それぞれですと農林案件になりますということですね、変更になりましたので、事前調査の皆様にはお断りでございます。それでは、続けて第1項から第5項まで説明を差し上げます。第1項、所在前津、地目田1筆、面積合計 559 m²、申請人は八女市の_____さん。転用目的は一時転用で農地改良でございます。地図は3ページがいいんですが、修正しておりますので、後でお配りした別のこちらの方の地図が分かり易いので、これをお願いをしたいと思います。4条の1と書いている所ですね、ちょうど真ん中辺りの細長いやつ所です。こちらの方一時転用期間は1月15日から3年間というところでございます。作物は大豆とレタスで、実は法人_____さんが作られると、終わった後ですね、という営農計画をいただいております。この_____さんのご主人が法人_____さんの代表でございます、_____できちんとされているところでございます。続きまして、第2項、所在前津、地目田1筆、面積 1,690 m²、申請人は前津の_____さん、転用目的等は一緒でございます。_____さんの所はですね、4条の2と書いている所。地図でいうとちょうど真ん中の下の所ですね。こちら法人さんに貸されるということです。第3項、同じく所在前津、地目田1筆、面積 890 m²、申請人は前津の_____さんの代表相続人で奥様の_____さん、転用目的は同じでございます。作物は同じく法人_____に貸されるということで、4条の3はですね、_____さんの上の所ですね、こちらになります。続きまして、第4項、所在、前津、田2筆、面積合計が 1,384 m²、申請人は前津の_____さんの代表相続人、_____さん。こちらの方はイチゴの苗床を4条の4。上ですね、北の方で作られて、もう1筆実はあるんですが、こちらの方はですね、別紙の地図に書き漏れておりますが、こちらと同じく法人_____さんに貸されるということで、大豆ということでございます。イチゴの苗床をされるというところでございます。1ページ捲っていただいて24ページですね。第5項、所在前津、地目田8筆畑2筆、面積合計の 3,685 m²、申請人は前津の_____さんの代表相続人、奥様の_____さんです。こちらですね、左側が県道沿いの半分ほどの所になります。こちら_____さんに貸されるというところでございます。実際にはですね、A4を一枚捲ってもらおうと薄い緑の所が大豆とレタス、左上の所が地権者の名前が入ってますけど、こちらがイチゴの苗床をするというところでございます。説明は以上でございます。

○議 長

ちょっと。1つ質問をよろしいですか。

○事務局

はい。

○議 長

4項のイチゴの苗床ですね。これは、結局は_____さんになるわけですか。

○事務局

いいえ。これはご本人様です。

○議 長

ご本人ですね。わかりました。それではですね。一応、第6号について担当委員の説明をお願いしますけど。申請者が5名ということで施工業者は同一者ということで、転用期間も7年1月15日から9年の12月31日ということになっておりまして、第4項のみがイチゴの苗床は_____さんということで、そういうことで、担当委員の方は、1つ1つも大変と思いますから。まとめてですね、説明をよろしでしょうか。

○担当委員

8番の中村です。ただ今の事務局の説明のとおりでございますけれども、若干補足しますと、手前の一番左の所の_____さんの所が約2年ぐらい前に亡くなられて、後継者もおらず耕作放棄地。その他の4件の所も10年から15年以上は耕作されてなく荒れ放題ですね。今回、話が来た時はここが畑になって、耕作出来るようになればいいんじゃないかと話を聞いておりまして。ただ、心配しておりましたのが、よくありますタダで田んぼば地上げしちゃうけんで、させつくれんのちいうて、業者、産廃業者とかが畑にならないようなことが、地元でも何年か前にもありましたけれども、そこは心配しておりましたが、業者の社長が先日出てきまして、そういったところを話しましたところ、畑にならないような土は持ってきませんということで、確約まではしてありませんけれども、そういった約束はしてございまして、先ほど説明がありましたように、_____さんとこの法人_____がいろいろ作るというのも確約されておりますので、大丈夫じゃなかろうと思っております。そういったところでご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

はい。わかりました。それではですね、担当委員の説明も終わりました。質問のあ

る方はお願いします。

○委員（15番）

これは、いっぺんにじゃなかったものの。15番の岡本です。3年越しでせらっしゃるちゅうことやったろ。

○議長

期間がですね。

○事務局

一時転用期間につきましてはですね、青地の農地3年以内ということが決まっておりますので、一応、全部ですね、いっぺんに全部せらっしゃるといことです。まずはこの真ん中に水路みたいな所を作られて、それから施工しなはるといことで聞いております。まとめてすることですね、こちらの方を先ほど中村委員さんの方から言っていただきましたように畑作地ですね。きちんとなって、こちらちょっと低いけんですね。水がジャブジャブ入ってですね、田んぼは作れないといところですね、なっております。地権者同士の説明会、地元の行政区長さんも入られて、区長さんからも是非、こちらの方を進めて貰えんだらうかといことでわざわざお見えになったところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

他に、はい、城戸委員。

○委員（11番）

代表相続人3人入っとしてしょうが。

結局、長くなってくると孫とか何十人とか相続人のあれで、そこんにきは農業委員会としてはどげん思ひよっちゃつとですか。

○事務局

はい。3人ですね、相続が終わっていないので、これを契機にですね、相続をしてくださいといことでお願ひをしているところがございます。

○委員（11番）

4番はうちの従兄弟になつとですよ。実家のところがまだ、どこも相続の終わつたらんけんで。姉ちゃんとかに息子にせろち言ひよるばつてん、なかなかせんけんでっさい。

○事務局

合わせまして、城戸委員さんが親戚ならば、改めて城戸委員さんの方から強く相続を進めてください。法律も変わってですね、3年以内にせんといかんごととなつとるけいんですね。ちょうどこの期間が完了するまでには終わってくださいということでもいいと思います。ちゃんとしてくださいと。所有権移転するわけじゃないですけど、そういうことですね。是非、城戸委員さんの方からお願いしたいと思います。

○議 長

他にございませんかね。地元の行政区にも説明があったし、事務局の話からも営農計画も提出されているということで、被害防除についても説明がありました。もし、質問が無いようでしたら、採決をとりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

【質問なし】

1項毎に承認になっておりますから、まず、第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

続いて、第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

ありがとうございました。全員賛成ということで承認することに致します。

時間が過ぎておりますけれども、第7号の第1項について提案いたします。本日、第5条については4件ございます。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の25ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在鶴田、地目田4筆、面積1,535㎡、渡人、鶴田の_____さん、同じく鶴田の_____さん、受人は山ノ井の_____会社代表_____さんでございます。申請事由につきましては、特定建築条件付の売買予定地7区画となっております。地図の4ページをご覧ください。場所はですね、下の方にですね、_____がありますが、そこから北の方に行った所。ちょうど青色の所はちょっと離れておりますけど、間に宅地がありまして、そこも合わせて一体的に開発されるということで、第1種農地で一体利用地が緑色のところがですね、592.81㎡ということでもあります。

_____さんは、過半要件はクリアされているところであります。土地の価格は_____円、坪単価の_____円でございます。説明は以上でございます。

○議 長

それではですね。第1項につきましては、_____会社さんは筑後市で初めての転用申請をされる業者ということで、会議にご出席いただいております。申請人の入室をお願いします。

【申請人 入室】

本日は大変お忙しい中、_____会社代表_____様におかれましては、ご出席いただきありがとうございます。申請人である_____会社の_____さんにおかれましては、委員の質問がございましたらご起立いただいて簡潔な答弁をお願いいたします。それでは、申請人に質問のある方はお願いします。

はい。溝口委員どうぞ。

○委 員（7番）

申請地の担当委員をしております、溝口と申します。御社のですね、主な事業内容について、まずは説明をいただきたいと思います。

○申請人

はい。ご挨拶遅れました、_____と申します、よろしく申し上げます。弊社の方はですね、筑後市の_____の横に店舗を構えておりまして、主に、不動産の分譲だったりとかですね。注文住宅の新築、もしくは建売住宅の建築などを行っております、業績としては19年ほどさせていただいております。こちらで説明になっているか分からないんですけど、そんな内容でさせていただいておりますということでご報告いたします。

○議 長

よろしいでしょうか。

○委員（7番）

はい。

○議長

他に、はい。成清委員どうぞ。

○委員（14番）

筑後市の近郊ですね。実績や現在農地転用されている事業がありましたら、教えてくださいいただけますでしょうか。

○申請人

まずはですね。筑後市で私の方で認識している中で、分譲したというのは個人的には初めてなので、私はここに参加させていただいているんですけども。主に久留米とか柳川、そして小郡そういった所を農地転用して販売させていただいたという経緯がございます。現在ですね今、小郡市で造成中の現場が2区画、それと久留米の方でさせていただいてますけども、これも6件中3件販売してまして残り3件というところで、期限としてはしっかり猶予内に入っておりますので。そちらの点もちゃんとクリアした状態で申請をさせてもらってるかなというふうに思います。

○委員（14番）

ありがとうございます。

○議長

他にございませんか。はい。岡本委員。

○委員（15番）

15番の岡本でございます。ご質問いたしますけれども、今回の転用事業でですね、特定建築条件付売買予定地7区画となっておりますけれども、事業概要、及び周辺の被害防除対策について具体的な説明をお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

○議長

はい。どうぞ。

○申請人

今回の事業内容としては、特定条件付区画が7区画で、2区画は主に宅地分譲を行うので、その部分に関しては宅地分譲ということで出させていただいております。

今、近隣にも農地がありまして、水利委員さんともしっかり話をさせていただいてですね、水がしっかり供給されること、それに伴って側溝等しっかり整備するということで、お話しをしてお理解いただいて今回、図面を書いているような状況です。物とかそういった工事期間中に問題が起きないようにですね。そこに関してはしっかり対策をして、土留めとか土が流れたりそういった事がしっかり無いように対策をとって工事を行っていくように業者の方には指導していく予定でございます。以上です。

○委員（15番）

ありがとうございました。

○議長

他にございませんか。はい。城戸委員どうぞ。

○委員（11番）

一体利用地で592.81㎡、とありますけど。これグレーの所が2軒あると思うんですけど。これは、そのまま残す、崩してからあれちいうことですか。

○申請人

こちらの建物に関してはですね。一度取り壊しをさせていただいて、その後設置して区画割りをするというようになっております。実際、資金計画書にも記載していますが、解体費用も計上しておりますので。しっかりそういった事を行ってやるということは分かるようにしております。

○議長

他にございませんか。はい。田島委員どうぞ。

○委員（5番）

5番田島です。私は鶴田の住人ですのでこの企画はですね、大変、心ながら応援しておりますが。初めて、転用ということで_____さんとは現地でお会いしまして、水利の確保はしてくださいとお願いはしておりますので。先ほどの説明で十分にさせていただけると確信しております。よろしく申し上げます。

○議長

他にございませんか。私から一言よろしいでしょうか。一応、建築条件付売買ということで今回は実質7区画ということであればですね、販売残余の区画が出た場合は建売をですね、建てないかんということですけど。その際にですね。これは、ようするにいつまでという決まりはないと思いますけど。土地を売ることが出来ないとい

う判断は転用業者がですね、判断されると思いますけど。その期間、土地が残った場合はですね。いつぐらいに判断される予定ですかね。

○申請人

期間に関してはですね、ここに工事計画ということで令和9年の12月末日までということで書かせていただいております。基本的にはその期間内においてこの事業を遂行するというところで資料提出しているんですけども。やっぱりこの諸般の事情によって1区画だけできないとか。そういった事にならないように、常に状況報告として年に一回はですね上げさせていただく予定でございます。おっしゃられてある形で永遠に土地が何もされないということはないように私も考えておりますし、宅地分譲の2区画に関しては宅地分譲でございますので。ここに関してはもしかして売れなくて残って何もしてませんというのはあるかもしれませんが。特定条件付分に関してはそのような事の無いようにしっかりとしていきたいと思っております。

○議長

他にありませんかね。質問も無いようでございますので、申請人の方にはここで退席いただきます。本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

○申請人

ありがとうございました。

【申請人 退室】

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。7番の溝口です。只今、事務局と本人等の説明のどおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりました。質問のある方はお願いします。城戸委員どうぞ。

○委員(11番)

宅地分譲とですね。特定条件付の筑後市の比率とかは大体わかっですか。

○事務局

割合というのは、今すぐは持ち合わせておりませんが、基本的にですね、宅地分

譲出来るのは用途地域だけです。なので、ちょっと前に5月に変更がありましたよね、あの時の地図をお渡しした所の中は、街中の所は宅地分譲でよかです。ところが白地とかですね、除外した所とかは必ず建てんといかんので。こういう形か建売かどっちかになりますので、割合とするならばどうでしょうね、大体、家を建てらっしゃる方が多いのかなというふうに思います。ただ、岡本副会長の所みたいに殆どが用途地域の所は全部宅地分譲でいいんですけどね。正確には持ち合わせませんけど。

○議長

よろしいでしょうか。

○委員(11番)

はい。

○議長

他にございませんかね。下川委員どうぞ。

○委員(9番)

9番の下川です。ちょっと確認ですが、地図の黄緑の所に_____さんとこのすぐ右手ですが、白の枠があつてですね。_____さんとこの先、ここはテンパリング乾燥とかされとつですか。されとるならば分譲で住宅ができたら。時期的と思うんですが結構音がするじゃないですか。後から来た人がうるさいとか言うてですね。色々問題が出るので、その辺をしっかり承知した上でこの購入を考えとかんと。_____さん、_____さんとあるんですが、すぐ横の白枠ですね_____さんの、ここはテンパリングで乾燥ばせらっしゃるから、作らっしゃるけんですね、その辺の騒音関係で色々問題のなかごと、会社の方と住民の人と十分了解した上で進めてもらわんと、後で_____さんが困らっしゃるといかんけんですね。そういうのは出来んとですか。

○事務局

私も初めてお伺いしました。_____社長の方にはそういうお話がありましたと、いうことですね。十分説明をしていただいて、後からトラブルになるといかんからですね、その点はお伝えしたいというふうに思います。乾燥機ですね。

○議長

これはですね、やっぱり騒音だけじゃなくて防除とかですね。そういうやつでもですね近隣の苦情が、西牟田でもそういうのがありますからですね。転用業者が書類に印鑑を貰いに来られた時はですね、必ず付け加えております。担当員だけじゃなくて

事務局もですね、それは申請書の受付の際はですね、よく転用業者とか代理人の方とかにはお話をさせていただく事でよろしいでしょうか。

○事務局

先ほど言われました農繁期の時に、そういう事が発生するということが1つですね。後は、それはそれとして時間を例えばあまり早朝じゃなくとか、夜遅くまでとかそういうのもあるかもしれませんが伝えたいんですかね。お互い話して貰わんといかんですたいね。

○委員（9番）

私がいろいろな事じゃないんですね。

○事務局

一般的な事を聞いたとばってんですね。よく言われるのが私もかんきょう課におりましたから騒音ですね。カントリーですたいね、カントリーがやかましいちいうて苦情がくるとですよ。時間ば調整してもらったりですね。やっぱり神経質な方は気にされますので、どれくらいの音とか分からないからですね。その辺は先ほどの近藤社長の方にですねそういうのがありますよと、ということで後日トラブルにならないようにと、本日ですねお電話で伝えておきたいと思います。

○委員（15番）

先ほどの質問の中に被害防除ということを書いて十分説明して対策はやりますということでその分に付け加えて、今、下川さんのおっしゃったごと付け加えてもらうと助かります。

○事務局

わかりました。

○議長

事務局は対応よろしく申し上げます。

○担当委員

担当委員ですけど、騒音については全く検討しておりませんでした。今、聞いて初めて。

○議長

他にございませんかね。無いようでしたら第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。ここで15分休憩します。

【休憩】

時間になりましたので、再開を致します。報告があるようですから。

○事務局

それでは、事務局の方から城戸委員さんからご質問のありました整備田かどうか、基盤整備があっているのかどうか、整備田だそうです。11ページのやつですね。

○議長

城戸委員よろしいでしょうか。

○委員(11番)

はい。

○事務局

それと議案第2号で第1項と第2項の買主は同一ですかということで、同一の方だそうです。なのでまた、2か月後説明したとおりに上がってきますので、その時よろしくお願ひしたいと思います。

【再開】

○議長

それでは再開致します。次にですね、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書25ページをご覧ください。

第2項、契約、売買、所在熊野、地目畑1筆、面積1,073㎡、渡人、埼玉県さいたま市の____さん、受人、溝口の____さん、申請事由は宅地造成4区画となっております。地図の5ページをご覧ください。____から行くと東側に____m行った所。上に____がありますから、____の南の方ということでお願いします。こちらはですね令和6年5月31日から用途地域に編入したところですので第3種農地原則許可になります。用途地域では造成までで完了ということで大丈夫でございます。土地の価格は____円、坪単価____円、説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

11番の城戸です。申請に来られたので、ここは北側にU字溝があるんですけど、20cmのU字溝しかいかってないので、南側に30cmのU字溝を活けるということで、ここにきの水がこっちの後ろのところに全部落としちゃっけんですね、こっちには水路が流れやらんですもんね。後は事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりました。第2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書26ページをご覧ください。第3項、契約、使用貸借、所在馬間田、地目田2筆、面積合計の362㎡、貸人、馬間田の_____さん、借人、同じく馬間田の_____さん親子になられます。申請事由は個人住宅建設となっております。場所の確認をお願いします、地図の6ページです。_____が北側の方にありますけれども南東の方に500mの農地です、10haを超える広がりのある農地で第1種農地、道路沿いに集落が点在しておりまして、集落接続で許可可能となっております。こちらの方ちよっと分かりにくいんですけど、緑色で縦長です、入っている所が一体利用地でございます。道路側溝がないので、こちらの方を利用して南側の水路に合併浄化槽の水を利用されるということでございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

9番の下川です。今、事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりました。第3項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することに致します。

次に、第4項について提案いたします。

○事務局

第4項、契約、売買、所在西牟田、地目田2筆、畑1筆、面積合計2,754.38㎡、渡人、西牟田の_____さん、同じく_____さん、受人は西牟田の_____さん、不動産業を営んでおられます。申請事由は特定条件付売買予定地10区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページをご覧ください。県道_____線の所ですね、上に_____があると思います。すぐ近くになりまして、_____のお宅もすぐそばにあります。こちら農振除外が令和6年5月17日にありまして、除外は完了しておりますが、こちらですね、計画変更と書いていますけれども、実はですね申請地の右下の方が当初東側の方に1枚ぐらい、1区画ぐらい飛び出てたんですね。承認をされましたけれども、実は擁壁をついてあります。なのでプラス_____さんの所がですね、ここはまだ畑で使いたいということですね、おっしゃいましたのでやむを得ないなと。農地転用も必要最小限度というところでございますので、そちらはしょうがないかなというところでの除外の変更申請を農政課に出されておりました、受理されたところでございます。また、この時にですね一部倉庫は建てられてますけれどもいわゆる無断転用でございましたので、こちらの方はきちんと始末書を書いていただいたりしてですね、ちゃんと手続きは今してございます。こちらにはですね一緒に塗ってますので分からないですけど、実は1筆ですね3.38㎡とありますね、真ん中にですね。これがこの青色の農地の所に少しはみ出ているんですよ、倉庫の所が実は、そこも分筆してもらってこの区域に編入してもらって、合わせて転用するということで、きちんとしてもらったところでございます。事務局としましては、11区画を10区画への変更はやむを得ないなと考えておるところでございます。土地の価格は全部で_____円坪単価の_____円です。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明ということで、今の事務局の説明のとおりですけど。少し付け加えますと、今、倉庫というのがありまして_____がですね、田んぼが南東の方向に 22.6 m²、擁壁をこえて南東の方向に宅地と一緒にですね。_____さんの宅地と一緒に使用されておったということで 22.6 m²が非農地証明でですね、対応するということと、今言いました南西の所の倉庫の南側の畑が 3.38 m²、_____の擁壁を超えて南西の方向に入り込んでおったということで、合わせて_____が 1,728 m²、それと畑の 3.38 m²が今回転用の申請地ということになります。以上です。

説明も一応終わりました。何か質問のある方はお願いします。

○委員（15番）

今、言われたように 2.26 と 1.12 m²合わせて 3.38 m²の分じゃろ。

○事務局

22.何m²はですね、倉庫の上の方にかかっている分なんで、そこはちょっと今回には入ってないです。非農地で、きちんと分筆してもらったというのが総合的な事になります。

○議長

他にございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

それではですね。冒頭申し上げましたとおり、追加議案がございます。第8号議案を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、別冊の追加議案書をご覧ください。

追加議案第8号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

でございます。

第1項、契約、使用貸借、所在下妻、地目田5筆、面積合計 5,444 m²になります。

貸人、下妻の_____さん、借人、同じく下妻の_____さん、親子になられます。冒頭で説明差し上げましたけれども、本年の8月にこちらで承認いただいたところがございます。一時転用の期間がですね。11月末まででございます、造成のための土の確保が出来ないということですね、期間を延長してくださいということですね。今回、事業計画変更申請となったところがございます。営農計画につきましては、以前も申し上げましたけれども、ぶどうでございます。地図は別添で付けております8ページの所ですね。法人の_____の南東ですね。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

9番の下川でございます。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、質問のある方はをお願いします。

○委 員（4番）

農地改良の土が無いという事は。

○事務局

施工業者さんは_____さんで、これからですね、年末から年明けにかけていろんな公共工事とかですね土が出てくるそうです。

○委 員（4番）

その残土。

○事務局

大体そういう土とか表土を剥いで持って来られていて、今現在4割ぐらい終わります。これが後ちょっとで終わるということであれば終わらせてくださいということだったんですけども、もう少しかかりますから。

○委 員（4番）

合わせてなんか私の近くのハウス具材とかば持って来てそこに建つ予定の。

○事務局

そうです。それもある程度造成が終わったら持ってくる手筈になっているそうです。今、ちょうど崩して、なので同時平行されてですね。後は順調に進むのではないかと

思います。

○委員（４番）

どんくらいで。

○事務局

５０cmから８０cmの間だったと思います。

○委員（４番）

５０cmしかダメとでしょ。許可が。

○事務局

いいえ。そういうことは全くありません。ただ、道路高ぐらいに上げらっしゃる所が多いです。

○委員（４番）

５０cmで道路高になるとですか。

○事務局

大体、５０から８０ぐらいだと思います。なので面積があるので、申請された____さんのちょっと読みが甘かったというところです。

○委員（４番）

その面積は、私も埋めて作ったですけどかなりの残土待ちやし、山から持って来て運んでもらったんで。周りにも全部ブロックばついたけんですね。それこそかなり金のかかるけん。自己資金で。

○事務局

はい。自己資金と後はこちら就農に対するJAからの補助金とかがあってしてあるみたいですよ。

○委員（４番）

ほー。そん補助金ちはしれたもんやけん。こがしこやったら相当なもんじゃないかなち思て。

○事務局

かなりの金額なってますね。それだけ、その後頑張って採らっしゃるんじゃないかなと。期待と希望と。

○委員（４番）

いっぺんに、ごげんしきらんけんね。

○事務局

たぶん、鶴田委員さんもちろんぶどう専門家ですから。例えば定植して何年でなつてとかあると思いますから、そこまで考えてしてあるんだろうなと思います。こちらの農地は基本的にはお父さんの農地を借りられてされるということなんで、まずはその土地代がないということですね。まあそういうところはあろうかと思いますが。とは言え頑張ってくださいしかないのかなというふうに思います。

○委員（４番）

ですね。私たちも新規就農で作ろうという部会の収量が安定してちなった方が売上の上がっけんですね。

○事務局

そういう面でも部会とかも超えてご支援ご指導いただければなというふうに思います。

○委員（４番）

ありがとうございます。

○議長

他にございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第８号について賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第１８回の農業委員会総会を閉会したいと思います。引き続き協議、報告事項に入ります。

午後３時 31分 閉会